

3月5日（火）



# 令和 6 年 3 月 5 日（火曜日）

午前10時0分開議

出席議員（37名）

- 1 番 齊 藤 了 介 (志 誠 会)
- 2 番 永 山 敏 郎 (県 民 連 合 立 憲)
- 3 番 今 村 光 雄 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
- 4 番 工 藤 隆 久 ( 同 )
- 5 番 川 添 博 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
- 6 番 荒 神 稔 ( 同 )
- 7 番 福 田 新 一 ( 同 )
- 8 番 本 田 利 弘 ( 同 )
- 9 番 山 内 い っ と く ( 同 )
- 10 番 山 口 俊 樹 ( 同 )
- 11 番 下 沖 篤 史 ( 同 )
- 13 番 瀨 砂 守 ( 同 )
- 14 番 黒 岩 保 雄 (緑 風 会)
- 15 番 脇 谷 の り こ (親 和 会)
- 16 番 松 本 哲 也 (県 民 連 合 立 憲)
- 17 番 山 内 佳 菜 子 ( 同 )
- 18 番 坂 本 康 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
- 19 番 二 見 康 之 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
- 20 番 後 藤 哲 朗 ( 同 )
- 21 番 山 下 寿 ( 同 )
- 22 番 佐 藤 雅 洋 ( 同 )
- 23 番 野 崎 幸 士 ( 同 )
- 24 番 安 田 厚 生 ( 同 )
- 25 番 日 高 利 夫 ( 同 )
- 26 番 内 田 理 佐 ( 同 )
- 27 番 岡 師 博 規 (無 所 属 の 会 チームひまわり)
- 28 番 前 屋 敷 恵 美 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
- 29 番 井 本 英 雄 (自 民 党 同 志 会)
- 30 番 岩 切 達 哉 (県 民 連 合 立 憲)
- 31 番 重 松 幸 次 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
- 32 番 坂 口 博 美 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
- 33 番 武 田 浩 一 ( 同 )
- 35 番 日 高 陽 一 ( 同 )
- 36 番 丸 山 裕 次 郎 ( 同 )
- 37 番 中 野 一 則 ( 同 )
- 38 番 外 山 衛 ( 同 )
- 39 番 日 高 博 之 ( 同 )

欠席議員（1名）

- 34 番 山 下 博 三 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)

地方自治法第121条による出席者

- |                     |           |           |
|---------------------|-----------|-----------|
| 知 事                 | 河 野 俊 嗣   | 俊 嗣       |
| 副 知 事               | 日 隈 俊 郎   | 俊 郎       |
| 副 知 事               | 佐 藤 弘 之   | 弘 之       |
| 総 合 政 策 部 長         | 重 黒 木 清   | 黒 木 清     |
| 政 策 調 整 監           | 田 中 克 尚   | 田 中 克 尚   |
| 総 務 部 長             | 吉 村 達 也   | 吉 村 達 也   |
| 危 機 管 理 統 括 監       | 横 山 直 樹   | 横 山 直 樹   |
| 福 祉 保 健 部 長         | 川 北 正 文   | 川 北 正 文   |
| 環 境 森 林 部 長         | 殿 所 大 明   | 殿 所 大 明   |
| 商 工 観 光 労 働 部 長     | 丸 山 裕 太 郎 | 丸 山 裕 太 郎 |
| 農 政 水 産 部 長         | 久 保 昌 広   | 久 保 昌 広   |
| 県 土 整 備 部 長         | 原 口 耕 治   | 原 口 耕 治   |
| 会 計 管 理 者 長         | 長 倉 佐 知 子 | 長 倉 佐 知 子 |
| 企 業 局 長             | 井 手 義 哉   | 井 手 義 哉   |
| 病 院 局 長             | 吉 村 久 人   | 吉 村 久 人   |
| 総 務 部 参 事 兼 財 政 課 長 | 高 妻 克 明   | 高 妻 克 明   |
| 教 育 長               | 黒 木 淳 一 郎 | 黒 木 淳 一 郎 |
| 公 安 委 員 長           | 江 藤 利 彦   | 江 藤 利 彦   |
| 警 察 本 部 長           | 平 居 秀 一   | 平 居 秀 一   |
| 代 表 監 査 委 員 長       | 川 野 美 奈 子 | 川 野 美 奈 子 |
| 人 事 委 員 長           | 佐 藤 健 司   | 佐 藤 健 司   |

事務局職員出席者

- |               |           |         |
|---------------|-----------|---------|
| 事 務 局 長       | 渡 久 山 武 志 | 久 山 武 志 |
| 事 務 局 次 長     | 鬼 川 真 治   | 鬼 川 真 治 |
| 議 事 課 長       | 福 島 久 大   | 福 島 久 大 |
| 政 策 調 査 課 長   | 牧 浩 一     | 牧 浩 一   |
| 議 事 課 長 補 佐   | 佐 藤 亮 子   | 佐 藤 亮 子 |
| 議 事 担 当 主 幹   | 弓 削 知 宏   | 弓 削 知 宏 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 上 園 祐 也   | 上 園 祐 也 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 山 本 聡     | 山 本 聡   |

◎ 常任委員長審査結果報告（議案第57号から第84号まで）

○濱砂 守議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、令和5年度補正予算関係議案についての常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

議案第57号から第84号までの各号議案を一括議題といたします。

ここで、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、山下寿委員長。

○山下 寿議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第57号外4件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、令和5年度宮崎県一般会計補正予算（第7号）についてであります。

今回の補正は、能登半島地震も踏まえ、大規模災害に備えた緊急対策に係るもの、物価高対策に係るもの及びその他必要とする経費について措置するもので、347億8,100万円余の減額となっており、歳入財源の主なものは、地方交付税が73億2,000万円余の増額となる一方で、国庫支出金は271億3,500万円余、繰入金が172億4,900万円余の減額となっております。

この結果、補正後の一般会計の予算規模は7,010億9,500万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は、一般会

計で15億500万円余、特別会計で300万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は306億8,200万円余となります。

また、総務部の補正予算は、一般会計で126億4,300万円余の増額、特別会計で9億6,700万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,566億8,900万円余となります。

このうち、わくわくひなた暮らし移住・定住促進事業についてであります。

この事業は、本県への移住促進及び産業人材の確保のため、一定の要件を満たす県外からの移住者に対して、市町村を通じ支援金を支給するものであります。

このことについて委員より、減額に至った理由について質疑があり、当局より、「県外からの移住者は年々増加しており、最近の増加率を考慮して、今年度の支給見込みを538件としていたが、2月時点での支給決定件数は316件にとどまっていることから、減額を行うものである」との答弁がありました。

これに対して委員より、「今後も500件程度の支給件数を想定した予算水準を維持するのか」との質疑があり、当局より、「県外からの移住は好調に推移していることから、この予算水準を維持し、当事業を要として、今後とも移住促進に取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

次に、令和3年度宮崎県県民経済計算についてであります。

これは、県内の経済活動によって生み出された付加価値を把握して、県全体の経済の実態を包括的に捉える指標であり、当局より、令和3年度の推計結果について報告がありました。

このことについて複数の委員より、県民経済計算の意義について質疑があり、当局より、「経年的な比較や各都道府県との比較により、本県の状況を客観的に捉え、これを基に、本県の強みや弱みを分析して、産業振興政策に生かしている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、今回報告のあったデータを基に分析を進め、当委員会に示すとともに、それを分かりやすい形で公表するなど、広く県民が活用できるよう、情報の提供に努めていただくよう要望します。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

**○濱砂 守議長** 次は、厚生常任委員会、重松幸次郎委員長。

**○重松幸次郎議員** [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第57号外4件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で251億6,400万円余の減額、特別会計で56億8,400万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,488億3,000万円余となります。

このうち、障がい児等療育支援事業・発達障がい者支援事業についてであります。

これは、県内の社会福祉法人に委託し、これまで非課税として処理していた当該事業につい

て、昨年10月、国から消費税の課税対象であるとの通知があったことを受け、事業者が支払う消費税及び延滞金を県が負担するものであります。

このことについて委員より、「課税対象であるか否かは、市町村も含め、非常に影響が大きいが、事業の内容を総合的に勘案して、社会福祉法上の社会福祉事業として、非課税に該当するとの判断はなかったのか。国は、課税対象事業と非課税対象事業の区分をどのように整理したのか」との質疑があり、当局より、「国によると、いわゆる障害者総合支援法に障害福祉サービスとして位置づけられていないものは、課税対象となるとのことであった。社会福祉事業の基準の明確化やその周知について、今後とも国と協議してまいりたい」との答弁がありました。

このことについて委員より、「県としての考えを国にしっかり伝えるとともに、消費税に係る延滞金の取扱いについても協議を続けていただきたい」との要望がありました。

次に、令和6年能登半島地震被害に対する支援状況についてであります。

このことについて委員より、「災害派遣された後の報告会などは計画しているのか」との質疑があり、当局より、「宮崎県で大きな災害が発生した場合、全国から医療など様々な支援チームが派遣されてくるが、その際の調整を円滑に行うために、今回派遣したチーム全体での報告会を行い、危機管理局と連携してマニュアルを作成してまいりたい」との答弁がありました。

次に、病院局の補正予算についてであります。

今回の補正は、県立宮崎病院の解体工事にお

いて、アスベスト除去範囲の増加などにより、当該工事の延長が必要になったため、8億円を限度額として、令和7年度までの債務負担行為を追加するものであります。

次に、損害賠償額の決定についてであります。

これは、県立宮崎病院において、生後間もない患者に対して、医療上の事故により、後遺障害が残存する可能性を生じさせたことについて、損害賠償に関する和解が整ったものであります。

このことについて委員より、「損害賠償金を支払った後のフォローについて、どのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「今後、リハビリや専門医療機関の紹介など必要なケアについて、しっかり対応してまいりたい」との答弁がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○濱砂 守議長 次は、商工建設常任委員会、佐藤雅洋委員長。

○佐藤雅洋議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第57号外8件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で45億6,400万円余の減額、特別会計で5,200万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後

の予算額は631億4,100万円余となります。

このうち、中小企業金融対策費についてであります。

これは、中小企業者の資金繰り支援に要する経費であり、実績が見込みを下回った等により、43億4,100万円余を減額するものであります。

これに関連して委員より、「県内でも、歴史的な円安・株高で業績が好調な企業がいる一方で、小規模な商店などは疲弊していると感じるが、どのような取組を考えているのか」との質疑があり、当局より、「県内でも二極化が進んでいると認識している。資金繰り支援と併せて、小規模事業者パワーアップ支援事業や経営改善計画・事業再生計画の策定支援など、事業者に寄り添った支援を行ってまいりたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「県内では倒産件数が増加傾向にあり、雇用の創出や景気対策など、県内経済の活性化のために予算の有効活用を図るという視点も重要ではないか」との意見がありました。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で40億6,900万円余の減額、特別会計で6,200万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,030億1,000万円余となります。

このうち、公共道路維持事業費についてであります。

これは、橋梁やトンネル等の点検・補修及び交通安全施設等の整備に要する経費で、国庫補助決定等により35億3,100万円余を減額するものであります。

このことについて委員より、「この減額によ

り、橋梁やトンネル等の点検・補修を予定していた箇所、点検等が行われなまま残る箇所もあると思うが、どのように対応していくのか」との質疑があり、当局より、「今年度予算においては、年次計画に沿った実施に必要な最低限の額は確保できており、今後も引き続き、年次計画に基づいて順次点検・補修を行っていくが、点検の結果、早めに補修等を行うべきものについては、優先順位を上げるなどして対応してまいりたい」との答弁がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、環境農林水産常任委員会、安田厚生委員長。

○安田厚生議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第57号外4件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で8億3,100万円余の減額、特別会計で9,300万円余の減額であり、この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の予算額は257億4,300万円余となります。

このうち、森林資源情報整備推進事業についてであります。

これは、国の補正予算により、森林資源情報の収集に有効な航空レーザー計測などを実施するものであります。

このことについて委員より、「今回の補正で

はどの地域の計測を行うのか」との質疑があり、当局より、「地域森林計画の改編に必要な耳川流域の森林資源調査を行うため、椎葉村において約9,000ヘクタールの計測の実施を予定している」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、林業の安全性や収益性を向上させるため、航空レーザー計測を含めた林業分野のDX化を推進していただくよう要望いたします。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で59億5,300万円余の減額、特別会計で3,800万円余の増額であり、この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の予算額は417億9,500万円余となります。

このうち、鳥獣に打ち勝つ魅力あふれる農山村づくり事業についてであります。

これは、野生鳥獣による農作物等への被害軽減を図るものであります。

このことについて委員より、当事業の減額理由に関する質疑があり、当局より、「農地を囲う防護柵の設置に必要な地権者全員の合意を得ることに時間を要し、柵の設置が予定どおりに進まなかったためである」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、有害鳥獣による被害は、経済的な損失にとどまらず、農業者の生産意欲を減退させ、耕作放棄や離農等の増加から農山村の荒廃を招きかねないなど、深刻な影響を及ぼすため、市町村とともに関係者の合意形成に向けた丁寧な支援を行っていただくよう要望いたします。

次に、畜産経営飼料高騰対策支援事業についてであります。

このことについて委員より、「畜産農家に

とって、飼料価格の高騰は非常に大きな経営負担になっていることから、当事業による支援では延命措置にしかならず、抜本的に踏み込んだ対策が必要と感じているが、国との協議など進んでいる事項はないのか」との質疑があり、当局より、「飼料価格高騰対策としての国の制度の充実が図られるよう、引き続き国と連携していくとともに、将来を見据え、飼料の輸入依存度を減らしていきたい」との答弁がありました。

最後に、ニューヨークにおける宮崎牛トップセールスについてであります。

これは、宮崎牛の認知度向上・販路拡大を図るため、現地のシェフやメディアを招待して、知事によるトップセールスを行ったものであります。

このことについて委員より、「今後どのように宮崎牛の輸出量を伸ばしていきたいと考えているのか」との質疑があり、当局より、「これまではロサンゼルスなどを中心に宮崎牛の指定店を拡大してきたが、ニューヨークには指定店が2店舗しかないため、ニューヨークでも指定店を増やすことでアメリカへの輸出量の増加につなげていきたい」との答弁がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、文教警察企業常任委員会、山内佳菜子委員長。

○山内佳菜子議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第57号外7件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、企業局の公営企業会計補正予算についてであります。

まず、電気事業について、令和5年台風第6号により猿瀬発電所のゴム堰が破損したことに伴い、ゴム堰の除却処理に伴う特別損失等により、事業収益で2,500万円余、事業費で9,300万円余の増額補正を行うとともに、次年度以降のゴム堰の復旧工事のため、継続費を追加するものであります。

この結果、電気事業会計の補正後の事業収益は50億7,100万円余、事業費は73億2,100万円余となります。

また、地域振興事業について、令和5年台風第6号によるゴルフ場の冠水被害等に伴い、ゴルフ場利用者数が当初の目標を下回ると想定されることから、施設の指定管理者からの納付金を減額し、事業収益で800万円余の減額補正を行うとともに、当該冠水被害等に伴う修繕費用など、事業費で100万円余の増額補正を行うものであります。

この結果、地域振興事業会計の補正後の事業収益は1,600万円余、事業費は2,600万円余となります。

次に、教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で41億3,600万円余の減額、特別会計で1,800万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,075億7,200万円余となります。

このうち、新規事業「特別支援学校性被害防止対策事業」についてであります。

これは、被害の相談が困難な障がい児の性被害の未然防止と早期発見を図るため、特別支援

学校において、支援内容を記録できるビデオカメラ等を配備するものであります。

このことについて複数の委員より、「性加害を行うような者はビデオカメラを使わないのではないか。固定カメラにしないのはなぜか」との質疑があり、当局より、「特別支援学校では、できる限り複数で指導することを確認し、職員間で声かけを行うようにしている。ビデオカメラは、一対一で指導せざるを得ないときに、当該職員が持ち運んで使用することを想定しており、対応に問題がなかったことの証明につながると考えている」との答弁がありました。

次に、新規事業「ひなたDXハイスクール事業」についてであります。

これは、ICTを活用した横断的、探究的な学びを強化する県立学校に、デジタル機器の整備と専門人材の派遣を行う事業であります。

このことについて委員より、「理工系学部への進学を希望する生徒を増やすことを成果指標としているが、就職先の確保も必要ではないか」との意見があり、当局より、「様々な機会を通じて、県内の企業等とも協議しながら事業を進めたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、今後の日本経済において、デジタル競争力を高めていくことは重要であることから、デジタル人材の育成について、本事業等を通じて強化していただくよう要望します。

次に、公安委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で11億1,500万円余の減額であり、この結果、補正後の一般会計予算額は270億600万円余となります。

次に、令和5年中の交通事故情勢と取組につ

いてであります。

このことについて当局より、「令和5年中の交通事故発生件数は前年比で減少しており、減少率は2年連続で全国1位であった。また、信号機のない横断歩道における自動車の停止率が前年比で10ポイント上昇し、全国平均を18.5ポイント上回った」との説明がありました。

このことについて委員より、「交通事故や歩行者事故について、どのような対策を行っているのか」との質疑があり、当局より、「横断歩道のカラー化をはじめとした施設の整備、指導取締りの強化に加え、学校や企業、関係機関の協力による交通安全教育など、警察だけでなく、社会ぐるみの取組も行っている。これらが相互にうまく作用し、功を奏しているものと考えている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、今後とも、交通事故の抑制に努めるとともに、特に高齢者による事故について、実態の分析と対応策の検討を進めていただくよう要望します。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○濱砂 守議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑及び討論の通告はありません。

---

### ◎ 議案第57号から第84号まで採決

○濱砂 守議長 これより採決に入ります。

議案第57号から第84号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

令和6年3月5日(火)

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日6日から13日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、14日午前10時から、令和6年度当初予算関係議案等についての常任委員長の審査結果報告から採決まで、及び特別委員長の調査結果報告であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時28分散会

3月14日（木）



# 令和 6 年 3 月 14 日 ( 木 曜 日 )

午前10時0分開議

出席議員 (37名)

- 2番 永山敏郎 (県民連合立憲)
- 3番 今村光雄 (公明党宮崎県議団)
- 4番 工藤隆久 (同)
- 5番 川添博 (宮崎県議会自由民主党)
- 6番 荒神稔 (同)
- 7番 福田新一 (同)
- 8番 本田利弘 (同)
- 9番 山内いっとく (同)
- 10番 山口俊樹 (同)
- 12番 齊藤了介 (同)
- 13番 濱砂守 (同)
- 14番 黒岩保雄 (緑風会)
- 15番 脇谷のりこ (親和会)
- 16番 松本哲也 (県民連合立憲)
- 17番 山内佳菜子 (同)
- 18番 坂本康郎 (公明党宮崎県議団)
- 19番 二見康之 (宮崎県議会自由民主党)
- 20番 後藤哲朗 (同)
- 21番 山下寿 (同)
- 22番 佐藤雅洋 (同)
- 23番 野崎幸士 (同)
- 24番 安田厚生 (同)
- 25番 日高利夫 (同)
- 26番 内田理佐 (同)
- 27番 凶師博規 (無所属の会 チームひむか)
- 28番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 29番 井本英雄 (自民党同志会)
- 30番 岩切達哉 (県民連合立憲)
- 31番 重松幸次郎 (公明党宮崎県議団)
- 32番 坂口博美 (宮崎県議会自由民主党)
- 33番 武田浩一 (同)
- 34番 山下博三 (同)
- 35番 日高陽一 (同)
- 36番 丸山裕次郎 (同)
- 37番 中野一則 (同)
- 38番 外山衛 (同)
- 39番 日高博之 (同)

欠席議員 (1名)

- 11番 下沖篤史 (宮崎県議会自由民主党)

地方自治法第121条による出席者

- |            |       |     |
|------------|-------|-----|
| 知事         | 河野俊嗣  | 俊嗣  |
| 副知事        | 日隈俊郎  | 俊郎  |
| 副知事        | 佐藤弘之  | 弘之  |
| 総合政策部長     | 重黒木清  | 清   |
| 政策調整監      | 田中克尚  | 克尚  |
| 総務部長       | 吉村達也  | 達也  |
| 危機管理統括監    | 横山直樹  | 直樹  |
| 福祉保健部長     | 川北正文  | 正文  |
| 環境森林部長     | 殿所大明  | 大明  |
| 商工観光労働部長   | 丸山裕太郎 | 裕太郎 |
| 農政水産部長     | 久保昌広  | 昌広  |
| 県土整備部長     | 原口耕治  | 耕治  |
| 会計管理者      | 長倉佐知子 | 佐知子 |
| 企業局長       | 井手義哉  | 義哉  |
| 病院局長       | 吉村久人  | 久人  |
| 総務部参事兼財政課長 | 高妻克明  | 克明  |
| 教育長        | 黒木淳一郎 | 淳一郎 |
| 公安委員長      | 江藤利彦  | 利彦  |
| 警察本部長      | 平居秀一  | 秀一  |
| 代表監査委員     | 川野美奈子 | 美奈子 |
| 人事委員長      | 佐藤健司  | 健司  |

事務局職員出席者

- |           |       |    |
|-----------|-------|----|
| 事務局 長     | 渡久山武志 | 武志 |
| 事務局 次長    | 鬼川真治  | 真治 |
| 議事課 長     | 福島久大  | 久大 |
| 政策調査課 長   | 牧浩一   | 浩一 |
| 議事課 長 補佐  | 佐藤亮子  | 亮子 |
| 議事担当 主幹   | 弓削知宏  | 知宏 |
| 議事課 主任 主事 | 上園祐也  | 祐也 |
| 議事課 主任 主事 | 山本聡   | 聡  |

---

◎ 議席の一部変更

○濱砂 守議長 これより本日の会議を開きます。

ここで、議席の一部を変更いたします。

各議員の議席は、会議規則第5条第1項の規定により、ただいま御着席のとおり指定いたします。

---

◎ 常任委員長審査結果報告（議案第1号から第56号まで及び第85号並びに請願）

○濱砂 守議長 本日の日程は、令和6年度当初予算関連議案等について、常任委員長の審査結果報告から採決まで及び特別委員長の調査結果報告であります。

まず、議案第1号から第56号まで及び第85号の各号議案、並びに請願第5号及び第6号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、山下寿委員長。

○山下 寿議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案等は、議案第1号外11件及び新規請願1件の計13件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、請願第6号については賛成多数により、その他の議案についてはいずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、令和6年度当初予算の概要についてであります。

今回提案されました令和6年度一般会計の予

算規模は6,597億8,200万円で、前年度6月補正後の予算と比較して240億円余、3.5%の減となっております。

また、特別会計については2.7%の減、公営企業会計については1.9%の増となっております。

当初予算の特徴としましては、「3つの日本一挑戦予算」として編成されており、「3つの日本一挑戦プロジェクトの本格展開」に46億円、「宮崎再生の着実な推進と次なる成長活力の推進」に29億円、「多様な人材の活躍と安全・安心なくらしづくり」に66億円の予算が計上されております。

歳入では、まず自主財源については、県税収入が、地方消費税や自動車税環境性能割の増等により、前年度6月補正後と比較して0.5%の増となる一方で、地方消費税清算金は、全国における本県の消費に相当するシェアが減少したこと等により4.8%の減となるなど、全体では2.5%の減となっており、自主財源比率は前年度と比べ0.5ポイント増の42.1%となっております。

このうち、財政関係2基金からの繰入れは332億円余となり、令和6年度当初予算編成後の基金残高は254億円程度となる見込みであります。

また、依存財源については、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税額は増となったものの、国庫支出金の減などにより4.3%の減となっております。

なお、県債残高につきましては、令和6年度当初予算編成後、8,481億円余となり、今年度末と比較して28億円程度の増、臨時財政対策債を除いた県債残高については5,704億円余となり、260億円程度の増となる見込みであります。

一方、歳出では、義務的経費は、退職手当の増等による人件費の増により2.4%の増、投資的経費は、国民スポーツ大会に係る施設整備事業

費の増などにより12.2%の増、その他一般行政経費は、物件費や補助費の減などにより14.1%の減となっております。

次に、総合政策部の予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて415億7,400万円余で、前年度6月補正後の予算額と比較して34.7%の増となっております。

このうち、日本一挑戦プロジェクト推進基金積立金についてであります。

これは、「子ども・若者」「グリーン成長」「スポーツ観光」の3つの日本一挑戦プロジェクトを本格展開するため、30億円の基金を設置するものであります。

このうち、「スポーツ観光プロジェクト」について委員より、「プロチームのキャンプや世界レベルのスポーツ大会等を誘致することは大変有意義であるが、宿泊・飲食業などでは、繁忙期と閑散期の平準化を図る必要性を感じている。平準化に向け、どのような取組を検討しているのか」との質疑があり、当局より、「全県化・通年化・多種目化を目指すとともに、閑散期の受入れをいかにして増やすかについても、関係部局と連携して研究してまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「閑散期の誘客については、キャンプや大会等に限定せず、本県の豊かな自然を生かした体験型観光や教育旅行等も含め、視野を広く持って全庁的に検討していただきたい」との要望があり、当局より、「日本一挑戦プロジェクトの本格展開に当たっては、知事をトップとした部局横断の推進本部を設置することとしており、そこで情報共有や進捗管理を行うことで、部局間の連携強化を図り

ながら、本県の強みが発揮できる施策について議論を重ね、より高みを目指して施策を推進してまいりたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「「スポーツ観光」については、これまで、スポーツ関連施設の新設や改修等、受入れ環境の整備に多額の投資を行ってきており、県民の関心も高いため、投資による経済効果などを目に見える形で示していただきたい」との要望がありました。

次に、総務部の予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて2,277億600万円余で、前年度6月補正後の予算額と比較して1.3%の減となっております。

このうち、県立病院事業への貸付金についてであります。

これは、病院局において、「宮崎県病院事業経営計画2021」の改定に向け、収支計画の見直しを進める中、令和6年度には債務超過に陥り、病院を運営する手元資金が底をつく見通しが明らかになったことから、県立病院が今後も県民に高度で良質な医療を安定的かつ継続的に提供するため、緊急的に必要な資金として50億円を貸し付けるものであります。

このことについて委員より、「経営支援の方法には、出資や負担金など貸付け以外の方法もあるが、なぜ貸付けを選んだのか」との質疑があり、当局より、「返済義務を課すことにより、病院経営に継続的に関与し、経営改善の促進を図るという観点から貸付けを選択した」との答弁がありました。

また、別の委員より、「毎年度、一般会計から病院会計への繰り出しが行われているが、繰出額算定の際、手元資金が底をつくことについて見通しは立てられなかったのか」との質疑が

あり、当局より、「毎年度の査定において、病院会計の現金預金残高の減少傾向は把握していたが、物価や人件費の上昇によるここまでの落ち込みは予測できなかった」との答弁がありました。

当委員会においては、このほか、病院局を所管する厚生常任委員会との合同審査の検討も含め、地方の公立病院の再建に向けた全国知事会との情報共有や国との協議の必要性など、あらゆる観点から熱心な議論を行いました。

また、この後、厚生常任委員長より報告がありますが、厚生常任委員会に知事が出席し、知事より、「副知事をトップとして、3病院の経営状況や経営改革の進捗状況をチェックするプロジェクトチームを知事部局に設置する」との説明がなされました。

当委員会といたしましては、確実な経営改善と貸付金の返済に向け、当プロジェクトチームによる病院事業への監視体制を強化した上で適切な助言を行うなど、監視と支援を継続的に行うとともに、調査結果については、議会へ定期的に報告するなど、丁寧に対応していただくよう要望いたします。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○濱砂 守議長 次は、厚生常任委員会、重松幸次郎委員長。

○重松幸次郎議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算

関係議案等は、議案第1号外17件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、福祉保健部の令和6年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて2,354億1,700万円余で、前年度6月補正後の予算と比較して11.8%の減となっております。

このうち、新規事業「結婚応援メディア戦略強化事業」についてであります。

これは、若い世代の結婚や家族に対する意識の変化を踏まえ、戦略的な広報やイベントの開催等により、結婚を希望する若い世代を社会全体で応援する機運の醸成を図るものであります。

このことについて委員より、「成果指標が令和8年度のイベント会員登録者数となっているが、そこに至るまでの年度ごとの目標値を設定し、進捗状況を見極める必要はないのか」との質疑があり、当局より、「できるだけ早期に目標達成できるよう取組を進め、目標値の設定についても検討してまいりたい」との答弁がありました。

また、委員より、「この事業で取得するイベント会員登録者の個人情報について、徹底した管理を行った上で、今後の結婚支援関連事業でも利用できるよう検討していただきたい」との要望がありました。

次に、生活基盤施設耐震化等交付金事業についてであります。

これは、市町が行う水道施設の耐震化工事に

対し補助するものであります。

このことについて委員より、「災害時は水の確保が非常に重要であるが、水道施設の耐震化に係る予算措置について、国への働きかけはどうなっているのか」との質疑があり、当局より、「国に対して予算増額の要望は行っているが、県としても重要な課題と認識しており、対応をしっかりと検討してまいりたい」との答弁がありました。

次に、病院局の令和6年度予算についてであります。

今回提案されました県立病院事業会計予算のうち、収益的収支については、病院事業収益が425億9,900万円余、病院事業費用が442億1,500万円余であり、収益から費用を差し引いた収支の差はマイナス16億1,600万円余となっております。

また、資本的収支につきましては、資本的収入が一般会計借入金50億円を含む154億500万円余、資本的支出が125億4,800万円余であります。

このうち、一般会計借入金50億円についてであります。

これは、病院経営が厳しい状況にあるため、当面の財務強化として、一般会計から無利子で50億円を借り入れるものであります。

このことについて当局より、「昨年5月の新型コロナウイルスの5類移行により、病床確保料が減額となったものの、患者数がコロナ禍以前の水準まで回復しておらず、収益が伸び悩んでいること、加えて、近年の急激な物価高騰等により、費用が大幅に増加していること、さらに、今後数年間は、県立宮崎病院再整備や電子カルテシステム更新などの企業債償還もあり、収支が悪化し、運転資金の不足が見込まれることから、

当面の財務強化として、一般会計からの借入れをお願いするものである」との説明がありました。

また、当局より、「宮崎県病院事業経営計画2021」の改定案についても説明があり、外部コンサルタントなどによる収益の確保、診療材料調達などにおける費用の節減・見直しなど、経営改善の取組を加速度的に実行することにより、令和12年度に黒字化し、同年度から毎年2億円を返済できる見込みである」との説明がありました。

これに対して複数の委員より、「50億円の借入れで間違いなく病院経営を継続できるのか。返済は可能なのか。一般会計から貸し付けるに当たって、県民生活に影響はないのか、総合的に判断する必要がある」との意見がありました。

当委員会では、病院設置者である知事にも出席を求めるとし、委員会3日目には、知事のほか、日隈副知事、総務部及び福祉保健部の出席の下、多角的な観点から慎重に審査をいたしました。

ここで委員より、「特に日南病院の経営が厳しいが、日南串間医療圏での3つの公立病院の役割分担をどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「現在、日南保健所を中心に地域医療構想調整会議において、将来の医療需要や地域の抱える課題を踏まえた、3公立病院間における救急医療や急性期、回復期といった機能分化・連携強化の検討を進めているところである」との答弁がありました。

また、委員より、「50億円を返済していくに当たって、病院局に対する知事部局のチェック機能をどう担保するかが重要であるが、どのような対応を考えているのか」との質疑があり、

知事より、「これまでも県立病院事業については、予算編成や決算の際にチェックを行ってきたが、今後は、チェック体制を強化するため、副知事をトップとしたプロジェクトチームを早急に立ち上げ、経営改革の進捗状況についても確認してまいりたい」との答弁がありました。

さらに知事より、「地域医療を守るために県立病院が果たす役割は大きいということを念頭に、経営改善をしっかりと進めていき、全県下で高度で良質な医療を提供できる仕組みを構築し、地域医療の最後のとりでとしての役割を果たしてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、県内どこに住んでいようと同一水準の医療を提供することが県の責務であることから、県立病院の役割である救急医療や高度・急性期医療に対応できる体制の整備に、今後ともしっかりと取り組んでいただくよう要望します。

また、経営改善の進捗状況について、議会への報告や説明をより丁寧に行っていただくとともに、確実に借入金を返済していくため、「宮崎県病院事業経営計画2021」を着実に実行し、知事部局と病院局が連携して、今後の県立病院の経営改善にしっかりと取り組んでいただくよう強く要望します。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、商工建設常任委員会、佐藤雅洋委員長。

○佐藤雅洋議員〔登壇〕(拍手) 御報告いた

します。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案等は、議案第1号外13件及び新規請願1件の計15件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の令和6年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて493億7,500万円余で、前年度と比較して22%の減となっております。

このうち、新規事業「半導体関連人材育成事業」についてであります。

これは、国内で半導体関連企業の設備投資が進み、半導体関連の人材確保が課題となる中、県内企業が必要とする人材の育成・確保を図るものであります。

このことについて委員より、「人材の育成・確保については、産学官が連携して強力に進めるべきではないか」との質疑があり、当局より、「産業界、教育、行政の関係機関で構成する、みやざき半導体関連産業人材育成等コンソーシアムにおいて、関係者の意向を聞きながら進めている。オール宮崎でしっかり取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

また、これに関連して別の委員より、「人材確保のための情報発信について、若者向けにはSNSを使ったアプローチが不可欠と思われる。情報の入手方法について実際に学生の声を聞くなど、ターゲットに着実に情報が届くよう研究していただきたい」との意見がありました。

さらに別の委員より、「大規模な企業立地は喜ばしいことだが、県内では既に多くの産業で人手不足となっており、他の産業と人材の奪い合いが起こる懸念がある。既存企業への影響も注視していただきたい」との意見がありました。

当委員会といたしましては、県内で大型の半導体生産拠点が稼働する令和6年度取組が特に重要であると考えますので、県の総力を挙げて、人材の育成・確保や若者の県内定着に取り組んでいただくよう要望します。

次に、改善事業「外国人個人観光客誘客事業」についてであります。

これは、海外向けSNSを活用した情報発信や、他県空港から九州に入る外国人観光客を本県周遊につなげる二次交通対策等を実施することにより誘客促進を図るものです。

このことについて委員より、「他県空港からの二次交通対策について、九州各県は協力的なのか」との質疑があり、当局より、「九州Maasとして、九州全体を周遊するデジタルチケットの運用も予定されており、本事業実施に当たっても協力いただけるものと考えている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、本県が単なる通過点とならないよう、二次交通チケットに独自のインセンティブを付与するなど、飲食や宿泊を伴う滞在につながる取組を進めていただくよう要望します。

次に、県土整備部の令和6年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて841億4,000万円余で、前年度6月補正後の予算と比較して0.5%の増となっております。

このうち、新規事業「建設産業外国人材定着支援事業」についてであります。

これは、本県建設産業で働く外国人材の相談窓口を設置して人材の定着を促進するとともに、支援体制や受入れ企業の情報を発信することにより、県内建設産業の担い手の確保を図るものであります。

このことについて委員より、外国人材の相談窓口について質疑があり、当局より、「日常生活に関する相談に加えて、資格取得など建設産業特有の相談にも対応したいと考えている」との答弁がありました。

また、別の委員より、「企業が外国人材を活用する場合、受入れに係る費用負担などの課題もあると聞いている。今後は、企業の経営面にも踏み込んだ支援が必要となってくるのではないか」との意見がありました。

次に、宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、近年、身寄りのない単身高齢者が増加していることを踏まえ、保証人を確保できないために県営住宅に入居ができないといった事態が生じないように、これまで県営住宅への入居の際に必要なとしていた連帯保証人を不要とする旨の改正を行うものであり、当局より、「改正後は、緊急連絡人の登録をもって入居を認める」との説明がありました。

このことについて委員より、家賃滞納時の債務保証について質疑があり、当局より、「連帯保証人をなくすことになるため、入居者本人のみが債務の責任を負うことになる。緊急連絡人は、本人との連絡に協力いただく」との答弁がありました。

これに対して別の委員より、「今回の改正に

より家賃収納への影響が懸念されることから、きめ細かな納付相談や納付指導について、県営住宅管理の実務を行う指定管理者と協議・研究していただきたい」との意見がありました。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○濱砂 守議長 次は、環境農林水産常任委員会、安田厚生委員長。

○安田厚生議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案等は、議案第1号外9件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の令和6年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて222億3,700万円余で、前年度と比較して2.1%の増となっております。

このうち、林業分野におけるグリーン成長プロジェクト関連事業についてであります。

これは、伐採跡地の約3割が毎年再造林されていないことを踏まえ、本県にとって「再造林の推進」は喫緊の課題であることから、「再造林率日本一」を目標に掲げ、再造林が適切に行われる仕組みづくり等の総合的な再造林対策を3か年の集中的な取組として行うものでありま

す。

このことについて委員より、「再造林率日本一を実現するためには、マンパワーの十分な確保が必要であり、そのためには賃金の引上げが必要と考えるが、具体的にどのような検討を行ったのか」との質疑があり、当局より、「再造林は森林所有者の金銭的負担が大きく、森林所有者の代わりに森林組合が経費を負担している実情があり、結果として、森林組合の造林作業員の賃金が上がらない状況にある。そのため、森林組合等と議論を重ね、賃金を他県と同水準に引き上げるための施策を構築している」との答弁がありました。

さらに委員より、「小規模な森林所有者が多い地域は再造林率が低いなど、地域によって状況が異なるため、地域の実情に合わせた取組も必要ではないか」との質疑があり、当局より、「地域によって森林所有面積や市町村による支援の状況が異なるため、再造林推進ネットワークを各地域に設置することとしており、それぞれのネットワークにおいて課題を解決できるよう支援していきたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「グリーン成長プロジェクトとして、賃金の引上げ支援をはじめ各種事業が予定されているが、事業期間が2～3年間と限定されている。プロジェクト実施期間に集中的に取り組むことは理解しているが、プロジェクト実施期間が終了した後はどうなるのか」との質疑があり、当局より、「今回のプロジェクト事業は、賃金引上げの支援だけでなく、低コスト化に向けた技術導入や県産材の需要拡大まで踏み込んだ総合的な対策になっており、今後も林業がなりわいとして成り立つ環境をつくっていきたい」との答弁がありました。

次に、農政水産部の令和6年度予算について

であります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて428億6,400万円余で、前年度と比較して4.5%の増となっております。

このうち、農水産業分野におけるグリーン成長プロジェクト関連事業であります。

これは、G7宮崎農業大臣会合で採択された宮崎アクションの具現化に向け、海外資源への過度な依存からの脱却を図り、持続性と生産性の両立による本県農水産業のさらなる発展を目指すものであります。

このことについて委員より、「世界人口の増加による食料需要が拡大している中、国民に食料を安定供給するためには自給率を高める必要があるが、そのような機運が高まっていないように感じている。食料自給率を高めていく必要性を訴えた上で事業に取り組んでいただきたい」との要望があり、当局より、「食料供給基地としての本県の役割はますます重要となっていくため、農業のスマート化や多様な担い手の確保などを通じて生産性の向上を図るとともに、食料・農業・農村基本法の改正に伴う国の議論も注視しながら、関係団体と一体となり、事業に取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「本県が食料供給基地としての役割を今後も果たすことができるよう、地球温暖化にも対応できる取組を進めているのか」との質疑があり、当局より、「総合農業試験場において、気温が上昇しても味や収量が変わらない米や野菜などの研究に取り組んでいるところである」との答弁がありました。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査

といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、文教警察企業常任委員会、山内佳菜子委員長。

○山内佳菜子議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案等は、議案第1号外9件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、企業局の令和6年度公営企業会計予算についてであります。

まず、電気事業会計についてであります。収益的収支における事業収益は48億5,000万円余、事業費は72億9,800万円余であり、事業収益から事業費を差し引いた収支残はマイナス24億4,800万円余となっております。

また、工業用水道事業会計については、同じく事業収益は3億8,300万円余、事業費は4億5,400万円余で、収支残はマイナス7,000万円余となっております。

さらに、地域振興事業会計については、同じく事業収益は2,300万円余、事業費は3,000万円余で、収支残はマイナス700万円余となっております。

このことについて委員より、3事業の今後の事業収支の見込みについて質疑があり、当局よ

り、「いずれの事業も建設改良積立金や損益勘定留保資金などの内部留保の資金を確保しており、老朽化した施設については、最新機器への入替えなど、大規模改良等を加えることにより、その後も長期にわたる収益が見込まれ、経営の維持は可能と考えている」との答弁がありました。

次に、教育委員会の令和6年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて1,196億600万円余であり、前年度と比較して8.9%の増となっております。

このうち、新規事業「不登校等対策強化事業」についてであります。

この事業は、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを増員し、全公立学校に配置・派遣するとともに、不登校対策の拠点として、県教育支援センターを設置し、小学生から高校生及びその保護者を相談段階から支援するものであります。

このことについて委員より、市町村の設置する教育支援センター等との連携について質疑があり、当局より、「子供たちの社会的自立に向けて、市町村の教育委員会や教育支援センター運営者等と協議の場を設けながら、具体的な支援体制を整えてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、学童期から青年期にかけての学びは、豊かで自立した人生の礎となるものと考えておりますので、不登校対策に当たっては、子供たちの学びの機会が十分に保障されるよう、多様化や情報化といった時代背景を含めた多角的な視点から不登校の実態を把握するとともに、フリースクール等も含めた

関係機関との連携強化を図っていただくよう要望します。

次に、新規事業「電子図書館サービス拡充事業」についてであります。

この事業は、県立図書館の新たなサービスとして、電子書籍を導入し、利用者へのサービス提供の拡充と、貴重な資料の電子保存を行うものであります。

このことについて委員より、「電子書籍の導入により、図書館がどのように変わるのか」との質疑があり、当局より、「読書スタイルの多様化に対応し、県民に幅広く興味を持っていただき、読書推進の機運向上を図りたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、図書館は住民の生活の延長にある知的活動の拠点であり、県民が利用したいと思える利用者目線に立った空間づくりを目指していただくよう要望します。

次に、公安委員会の令和6年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は299億3,100万円余であり、前年度と比較して7.8%の増となっております。

次に、令和6年宮崎県警察運営方針・運営重点についてであります。

このうち、サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進について、委員より、「サイバー犯罪に対処等が可能な人材は確保できているのか」との質疑があり、当局より、「情報工学に特化した採用枠を設けるとともに、職員を部門横断的、体系的に育成しているが、十分な人数が確保できている状況とは言えない」との答弁がありました。

また、別の委員より、「生成AIといったデジタル技術の飛躍的な進歩に対し、関係法令等

は対応できているのか」との質疑があり、当局より、「サイバー空間の脅威は年々増大しており、特に海外からの犯行について国内法では対処できないなど、課題も多い」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、サイバー関連の犯罪は、デジタル技術の進展と相まって急拡大しており、対処できる人材の確保と対策の強化を急務として対応いただくよう要望します。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

**○濱砂 守議長** 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

---

### ◎ 質 疑

**○濱砂 守議長** これより委員長の審査結果報告に対する質疑、討論に入りますが、質疑、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。岩切達哉議員。

**○岩切達哉議員** 今、委員長報告がありました。その中で、商工建設常任委員長からの審査結果報告に対し、請願第5号の審議状況について質疑を行います。

報告では、請願第5号について不採択とすべきものとの審査結果報告がありましたが、紹介議員となった立場からも、この請願に係る審査経過は大変気になるところでありますので、審査の経過について、委員からの発言はどのよう

なものがあったか詳細を報告してください。

**○佐藤雅洋議員** お答えいたします。

請願第5号に対して、委員会内で十分な議論が必要だということで議論いたしました。そのときの意見というものについては、それぞれ出ておりますけれども、委員会中には不採択ということになりました。

継続審査をする必要があるか、採決する必要があるかを諮った上、採決ということになり、賛否をお諮りしたところ、不採択となったものであります。

休憩中にはいろいろな意見が出ましたが、委員会に諮った内容については以上であります。

**○岩切達哉議員** 委員会での意見が伺いたかったところなんですけれども、請願内容に関して、不明な点、請願者の思いが伝わりにくい点があったかもしれません。

そこで、商工建設常任委員会には3人の紹介議員のいずれも属しておりませんことから、委員会において、会議規則にあります「紹介議員の出席を求めることができる規定」を生かして、請願に係る説明を紹介議員から受けることについては、議論、検討されなかったのでしょうか伺います。

**○佐藤雅洋議員** 審査に必要であれば、資料の準備など様々な方策があったと思いますけれども、委員会として、それを求めるという結論には至りませんでした。

また、それぞれの委員は、事前に十分検討・協議した上で委員会に臨み、採決に至ったものと考えております。

**○岩切達哉議員** 最後になりますけれども、委員長が請願に至る経過を確認され、委員会に臨んでおられた姿勢には敬意を表したいと思います。

伺いますけれども、委員会では、委員からは、請願のどの点がいいとか悪いとか、また、日本政府がどのような態度を取っているのか、他の県議会でどのような意見書、決議が出されているとか、請願の取扱いをめぐって情報を確認するよう求める意見はなかったのか、再度確認させてください。

○佐藤雅洋議員 岩切議員の御質疑に答えません。

審査に臨む前には、それぞれの委員さんは多くの資料に目を通され、そしてこの請願についてもしっかりと読み込まれております。その中で、本請願の趣旨について各委員の皆さんが十分理解した上で、当委員会の審査結果に至ったものだと委員長としては考えております。

また、委員会に臨む前に、先ほども言いましたように、それぞれの委員が検討・協議はされております。慎重に審査した結果の委員会の総意と考えております。以上です。

○岩切達哉議員 改めて後に討論させていただきます。ぜひ議会議員の皆様には採択されるよう呼びかけさせていただきたいと思います。

質疑を終わります。

○濱砂 守議長 ほかに質疑の通告はありません。

以上で常任委員長の審査結果報告に対する質疑は終わりました。

---

## ◎ 討 論

○濱砂 守議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。まず、岩切達哉議員。

○岩切達哉議員〔登壇〕(拍手) 請願第5号「ガザの即時停戦のための積極的外交活動を日本政府に要求する意見書の提出を求める請願」

の採択を求め、討論を行います。

私は、このガザにおける戦闘を停止するよう求める請願がよもや採択されないとは、請願の紹介議員となったときから、先日、委員会での採決が行われる日まで、夢にも思っておりませんでした。

本議会は令和4年3月3日に、中野議長の指揮の下、「ロシア軍のウクライナ侵略に強く抗議し、恒久平和を求める決議」を採択いたしました。当時と同じように、恒久平和を求める思いは、会派、政党を超えて、政治の基盤にあると思っております。本日の本会議採決に当たって、再度検討されることを求める思いであります。

2月中旬、私の公開しているメールアドレスに1通のメールが届きました。

「はじめまして」と始まる文章には、「イスラム組織ハマスとイスラエル軍の軍事衝突が始まり4ヶ月あまり、両国の死者は増えるばかりで、未だに停戦の見通しが立っておりません。ガザでは毎日爆弾が落とされ、一般市民、病院やジャーナリストたちも攻撃の対象となっています。深刻な人道危機に対し、全国の自治体で次々と意見書や決議が採択されています。残念ながら宮崎県では未だ採択されていないようなので、力をお貸しください。どこの誰の命も平等です。これ以上の虐殺は許してはなりません。停戦に向けて宮崎県議会も動いてください。地方から国と世界に堂々と意見を述べてください。是非ご一考いただきますように」との内容で、私は早速、お会いしてお話を伺いたいと返信させていただきました。

お会いし、お話をする中で、請願者は、議事事務局に請願方法の説明を聞き、請願なら紹介議員を得ること、難しいときには陳情という方

法でも議会に思いを提出できることを聞いたとのことで、ぜひ請願を出したい、紹介議員となってほしいとおっしゃいましたので、承ったところです。

請願者の思いは、請願文書にありましたように、ただ一つ、即時停戦のために、宮崎県議会も全国の自治体議会と同様に動いてほしいという願いです。

イスラエルの民もパレスチナの民も、どこの命も平等に大事であり、戦火によって失われる命、取り返し難い大けが、また、戦火の下で発生する飢えによって命を落とすことがないよう願う思いには、間違いはないと思います。

議員諸氏には、必要であれば休憩を提案し、各党派の再考の上、平和を求める思いの表出をこの宮崎県議会でも実現できるよう求めます。

改めてこの場でパレスチナ問題の歴史を振り返ることは必要ないと思います。第二次世界大戦以後、75年ほどの時間、延々と継続している世界の重要かつ困難な課題とだけ申し上げておきます。

今日のこの時点の戦火は、昨年10月7日のパレスチナ・ハマスのテロからです。残虐なこの行為を許すことは決してできません。そして、ガザで繰り広げられるイスラエルのハマスの掃討作戦で、ガザの市民に直接行われる凄惨な攻撃、最近では、エジプトとの国境にあるラファに逃げ集まった避難民の頭上に降り注がれる爆弾、これらの行為を同様に許すことはできません。

カール・フォン・クラウゼヴィッツというプロイセンの将軍による「戦争論」という書物があります。200年も前に上梓されたものです。今なお研究されている書物です。

クラウゼヴィッツは、戦争における暴力の行

使は、相互作用によって原理的に拡大しようとする」と述べています。また、戦争は政治の延長にあるというのですが、つまりは、戦争は政治の目的を達成する形で終結すると考えています。

ですが、今ガザでの戦争行為は、それを逸脱し、ジェノサイド（集団殺害、大量虐殺）の過程にあると国際司法裁判所も認定するほどのものとなり、多くの国々が、日本を含めてであります。即時の停戦措置を求めています。

今、ガザでの戦争は政治の目的達成により終結するはずが、それは終わらず、全ての人々を殺りくすものに変化していると、国際機関が世界に訴えています。

だからこそ私たち宮崎県議会は、この戦争行為を直ちに中止すべしと声を上げることにちゅうちょしてはなりません。

令和4年3月3日に、本議会は「ロシア軍のウクライナ侵略に強く抗議し、恒久平和を求める決議」を採択しました。ウクライナ市民の命も、ガザの市民の命も、イスラエル市民の命も、どこの誰の命も平等であります。

重ねて申し上げますが、ガザに平和を求める思いの表出を、この宮崎県議会でも可能とする請願の採択にお力をお貸しいただくよう、議員諸氏の再検討を求め、討論を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 今議会で提出されました各号議案のうち、議案第1号、第4号、第21号、第34号、第54号から第56号について反対の立場から、請願第5号、第6号については採択を求めて討論を行います。

議案第1号「令和6年度宮崎県一般会計予

算」についてです。

1月1日、能登半島を襲った巨大地震は、自然災害の脅威をまざまざと示しました。頻繁に繰り返される大規模災害にどう対処し命を守るのか、国にも自治体にもその本気度が試されています。

コロナ禍の影響は依然として尾を引いており、先の見えない異常な物価高騰は、県民の暮らしや農林漁業、地域経済に深刻な影を落としています。しかし、政府の対策は極めて部分的なものであり、県とともに抜本的な対策が求められます。

2024年度、国の軍事予算が過去最大となる下で、GDP 2%を超える大軍拡が国民生活を壊していくことは、火を見るよりも明らかです。

新田原基地へのF35Bステルス戦闘機の配備による新たな飛行隊の編成、地对空ミサイル訓練のための基地の拡張、さらに県内の各自衛隊基地や通信施設の強靱化等の軍備の増強は、防衛どころか、逆に攻撃目標とされる危険性を呼び込むことにほかなりません。

今重要なのは、憲法違反の大軍拡による戦争準備ではなく、憲法9条を生かした対話による外交努力で平和の準備をすることではないでしょうか。日本は今、重大な歴史的岐路に立たされています。

こうした中で地方自治体に求められるのは、国民犠牲の悪政から住民を守る防波堤となつて、何より平和を基盤に住民の命と暮らし、福祉を守る役割を果たすことです。地方の場から「軍事費を削って、暮らしへ回せ」の声を上げること、何より憲法9条を守り、核兵器禁止条約の批准を求めるなど、平和を守る立場を明確に示し、憲法に基づく県民の安心・安全を担保する行政を推進することだと思えます。

誰もが働きやすい社会、子供を生み育てる環境の整備、災害による被害のない社会、教育環境の充実など、安心して暮らせる社会が求められています。

こうした点から見て、本年度の6,598億円の県予算の施策は十分とは言えません。今求められているのは、子供医療費助成の拡充や給食費の無償化、少人数学級の拡充、高過ぎる国保税の引下げ、医療・介護の充実などです。また、正規雇用の拡大など、宮崎で安心して働き暮らせる施策をどう実現するかだと思います。

また、マイナンバーカードと健康保険証や運転免許証などのひもづけが進められようとしています。プライバシーの侵害や情報の漏えいにつながる危険性を持つものです。あくまで任意であることの対応を求めていると思います。こうした点を踏まえた、県民の期待に応えられる行財政運営を求めるものです。

次に、議案第4号「令和6年度宮崎県国民健康保険特別会計予算」についてです。

2018年から始まった国保の都道府県化は、標準保険料率や保険者努力支援制度による自治体独自の公費繰入れをやりにくくする仕組みが導入され、保険税引上げにつながっています。

国保の加入者は、年金生活者や非正規の労働者、低所得者が大半を占めています。国が国庫負担を減らし続けていることが、国保税高騰の最大の原因です。削減してきた国庫負担を元に戻し、増やすように国に求め、国保税の引下げに手だてを尽くすことを強く求めるものです。

次に、議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてです。

今回、幾つもの使用料及び手数料の引上げ、新設等が提案されておりますが、その中での問題は、技能検定試験手数料について、国が減免

対象者を変更することでの県条例の改定です。

国は一昨年、2級、3級の試験手数料の減免対象者を35歳未満から25歳未満に大幅に限定いたしました。今回さらに3級の受検者を23歳未満に引き下げ、減免額を2分の1にし、4,500円に変更するとしました。

一方、雇用保険被保険者以外の受検者に対する減免を新設するとしますが、減免額は2分の1に引き下げた額です。

また、23歳以上25歳未満の受検者が減免対象外となり、9,000円もの負担増となります。

ものづくりの分野を支える若い世代の人材の確保・育成のためにも、意欲を持って技能検定試験に挑戦する方々への支援は重要です。それに逆行する施策は認められませんし、引き続き県の努力が必要です。

次に、議案第34号「宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例」についてです。

同議案は、新規の情報連携を速やかに開始できるようにするためとして、特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報の定義を追加しています。これは、マイナンバー利用の情報連携の拡大で、マイナンバーの活用範囲を拡大する国の方針に沿った対応です。

政府は、利便性向上をアピールしながら、マイナンバーの情報連携によって、データをさらに集積しようとしています。集積されたデータはオープンデータ化され、利活用へと回されます。集積された情報は攻撃されやすく、漏えいの危険性が高まり、守られるべき個人の情報が危機にさらされます。こうしたマイナンバー制度の抱える危険な本質、プライバシーの侵害等

を指摘しなければなりません。

次に、議案第54号「宮崎県医療計画の変更について」、また第55号「宮崎県高齢者保健福祉計画の変更について」は、一体のものとして進められていますので、併せて討論いたします。

今回の計画策定は、2025年の高齢化のピークに備えて、医療介護総合確保推進法に沿った地域医療構想に基づき、地域における医療・介護の一体化、医療の適正化などを進めるものです。

地域医療構想は、病床の必要量や居宅等における医療の必要量などの具体化とともに、病床削減や介護抑制を本格化させ、高齢者に在宅での暮らしを押しつけるものです。現実的に介護人材の不足の下で、高齢者のみならず家族も含め、県民の安心できる医療・介護の体制を根底から覆すことにつながるものです。

今議会で、介護療養型医療施設が廃止をされ、入所者は介護医療院などへの転換措置が図られたと伺いましたが、今後、療養病床の転換の十分な受皿が確保されるでしょうか。

高齢化に備えるというのであれば、公的保険による介護医療は、適正化の名による抑制ではなく、充実こそ必要です。

また、小児医療や周産期医療の充実・体制強化を図ることも喫緊の課題であり、こうした点も踏まえて、誰もが尊厳を持って生きられる計画こそ必要であり、強く求めるものです。

議案第56号「宮崎県歯科保健推進計画の変更について」は、フッ化物使用の問題点を指摘するものです。

最後に、請願についてです。

新規請願第5号及び第6号は、委員長報告では不採択と報告されました。

しかし、第5号については、イスラエルによ

るパレスチナ自治区ガザへの度重なる攻撃で、無辜の子供たちをはじめ、どれほどの人々の命が奪われていることでしょうか。今、日本国民はもとより世界中の人々が憂えているのは、ガザでは、空爆だけでなく厳しい寒さの中で、食料や医療品の枯渇の中で、この過酷な事態に耐えながら必死に生きている人々のことです。

請願者は、こうした人道的にも許されない事態をこのまま見過ごすことはできないと、(2回目ブザー)今こそ日本政府が一層の外交努力で停戦を求めてほしいとの請願を出されました。宮崎県議会は、こうした県民の切実な思いを……

○濱砂 守議長 前屋敷議員に申し上げます。時間が参っております。

○前屋敷恵美議員 (続)しっかりと受け止めて、採択を求めるものです。

以上で討論といたします。(拍手)〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、松本哲也議員。

○松本哲也議員〔登壇〕(拍手) 県民連合立憲の松本哲也です。

請願第5号「ガザの即時停戦のための積極的外交活動を日本政府に要求する意見書の提出を求める請願」及び請願第6号「国に対し、「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の法改正を求める意見書」の提出を求める請願」の不採択に反対する立場から討論を行います。

まず、請願第5号「ガザの即時停戦のための積極的外交活動を日本政府に要求する意見書の提出を求める請願」についてです。

パレスチナのガザ地区をめぐり、国際司法裁判所(ICJ)はイスラエルに対して、ジェノサイド(民族大量虐殺)の防止や人道状況の改善を求めた暫定的な措置を命令しています。

残念ながら、履行期限の1か月が過ぎた今

も、ガザ地区において死者が3万人を超えるなど、状況は悪化するばかりです。特に、亡くなられた方の約7割が女性や子供、高齢者といった弱者の方であり、イスラエルに向けた国際社会の非難の声が大きくなっています。

今月は、我が国が国連安全保障理事会の議長国を務めることになっています。平和国家である日本だからこそ、今起こっている人道支援、世界秩序の在り方を踏まえた国際法規範を尊重した行動を取る手腕が問われていると考えます。

議長国として各国の意見調整を行い、一刻も早い停戦と人道支援に向けた外交努力を発揮できる絶好の時期であると思います。また、そのことを求める県民の声があることをしっかり受け止めていただき、国に届けるべきであると思います。

次に、請願第6号「国に対し、「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の法改正を求める意見書」の提出を求める請願」についてです。

この請願は、冤罪被害者救済のために速やかな改正を求めるものであります。

冤罪は、犯人とされた者やその家族の人生を大きく狂わせ、時にはその生命をも奪いかねない、国家による最大の人権侵害です。冤罪の発生を防ぐとともに、不幸にして冤罪が発生した場合、これを速やかに救済することは国の基本的責務であります。

日本国憲法は、無実の者が誤って処罰されることのないよう、刑事手続における基本的人権の保障と公正な裁判を実現すべく規定を置いています。

しかし、裁判所の誤った判決によって有罪の確定判決を受けた冤罪被害者を救済する制度、最終の救済手段である再審の手続について定め

る刑事訴訟法において、その規定は435条から453条までの僅かに19か条しかありません。70年以上、一度も改正されておらず、司法制度改革から取り残されている状態です。また、再審の手続は普通の裁判とは異なり、公開もされていないのが現実です。国民の立場に立脚した法の改正が必要であります。

これまでも国会における審議において、再審制度について取り上げられてきました。再審請求を行う側が新しい証拠を提出しなければなりません。実際には、その証拠のほとんどは警察や検察が持っています。しかし、その保管に当たってはルールがなく、証拠が散逸したり隠蔽されたりする可能性もあります。捜査記録や証拠の適切な保管、証拠全面開示の義務化が必要です。

また、ようやく裁判所が再審開始を決定したとしても、検察官が不服申立て（抗告）を行い、再審を止めてしまうことが多くあります。まさにこのことが再審の進まない理由の一つだと思えるのです。ですから、検察官の不服申立てを禁止する規定が必要であります。

近年、冤罪や再審をめぐる大きな動きがありました。袴田事件や大崎事件などにおける再審により、無罪判決が確定するまでに何十年もの長過ぎる歳月がかかっています。そもそも再審の手続は、再審を求める人たちに極めて不利にできているのです。

このような現状からしましても、再審法改正の必要性が喫緊の課題として国民に認識されるに至っていると言えます。

日本の再審制度には多くの問題点があり、法改正が必要です。この問題を解決するため、3月11日に超党派の国会議員134名が参加し、再審法改正を目指す「えん罪被害者のための再審法

改正を早期に実現する議員連盟」が発足しました。設立の呼びかけ人は26名であり、麻生太郎自民党副総裁や山口那津男公明党代表、馬場伸幸日本維新の会代表、玉木雄一郎国民民主党代表に泉健太立憲民主党代表も名を連ね、自民党の柴山昌彦衆議院議員が議連会長に就任されています。

設立総会に当たり柴山会長は、「無実の罪で刑に処された方々は、筆舌に尽くし難い苦勞をする。これまで再審法改正について様々な議論がされてきたが、なかなか具体的な成果が出てこない。ぜひ皆様のパワーを法改正という形で結実させていただきたい」と挨拶されています。

各党を代表する国会議員が再審法の改正を求めています。さらに日本弁護士会も、証拠開示の制度化や検察官による不服申立ての禁止など、抜本的な法改正を求めています。これまで全国の200を超える自治体において採択されています。冤罪被害者を一刻も早く救済するためには、再審法改正に時間の猶予はありません。速やかに改正されるべきです。

議員各位におかれましては、このような県民の願う請願、声に寄り添っていただき、願意をお酌み取りいただきたいと思えます。今が絶好の機会であります。宮崎県議会としましても、超党派で結成されました議員連盟に一丸となってパワーを送りましょう。そのパワーを再審法改正に向け、一緒になって声を上げていきましょう。

改めてお願い申し上げます、私の請願第5号、第6号に対する不採択に反対する討論とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。（拍手）  
〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、山内佳菜子議員。

○山内佳菜子議員〔登壇〕(拍手) 県民連合立憲の山内佳菜子です。

請願第5号「ガザの即時停戦のための積極的外交活動を日本政府に要求する意見書の提出を求める請願」及び請願第6号「国に対し、「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書」の提出を求める請願」の不採択に反対し、採択を求める立場で討論を行います。

まず、請願第5号についてです。

中東のパレスチナ自治区のガザ地区では、昨年10月以降、イスラエルとの間で大規模な戦闘が起きています。周囲を壁やフェンスで囲まれ、人や物資の移動が厳しく制限されることから、ガザ地区は「天井のない監獄」とも言われています。

岩切県議からの発言のとおり、今議会において県民の方から請願が提案され、私たちの会派は、委員会での採択がなされることを期待を持って注視しておりました。

事態は、昨年11月定例県議会のときよりも一層深刻さを増しています。

今週月曜日の3月11日、イスラム教徒にとって最も神聖な月、ラマダンが始まりました。ラマダンとは、1か月間、日中の飲食を一切断つ断食月です。持たざる人々の境遇に思いを寄せ、平和を祈る時期です。そもそも平和を祈る月なので、戦闘行為があること自体が本来はあってはなりません。

その上、一層宗教心が高まる時期とあって、過去にはイスラエルとパレスチナの衝突に発展、2021年には、ハマスはロケット弾を発射、イスラエル軍もガザ地区に空爆を行うなど、250人以上の死者が出ました。2022年、2023年も衝突が起きています。

今年のラマダンの前には、世界各国がこのようなことを警戒する中、パレスチナ武装組織イスラム聖戦が、ラマダンをテロの月にするとして、イエメンやレバノンなどでもテロ実行を呼びかけ、世界各国の警戒が一層高まっていました。

仲介国のカタールやアメリカは、ラマダンの前に、イスラエル、ハマス双方の合意を得ようと、戦闘の休止に向けた交渉に力を入れましたが、止めることはできず、ラマダンが始まった3月11日も、ガザ保健当局は、24時間以内に67名が死亡したと発表しました。

ラマダンは今後1か月間続きます。この緊張状態が続くさなか、日本は今月から国連安全保障理事会の議長国に就任しました。アメリカニューヨークの国連本部で記者会見した山崎国連大使は、「安保理が国際の平和と安全を守る任務を果たすため、理事国や国連加盟国、国連機関、市民社会などと緊密に協力していきたい」と抱負を述べました。

また、記者団からもガザ情勢に関する質問が相次ぐなど、人道危機に陥っているパレスチナ自治区ガザ地区など前途多難の中、日本のリーダーシップが一層注目され、期待されています。

今回の請願で求める、日本政府に一層の外交努力を求める行為は、現在、日本政府、政党の違いにたがわず、なしている思い、行動と志を同じくするもの、つながるものであり、今後一層強めてほしいという県民の思い、地方議会の思いを形として伝えることは、民主主義としても健全な姿ではないでしょうか。

その重要性、必要性は刻一刻と高まり続ける中、全国でも10を超える都府県、市区町村を含めると200を超える地方議会が、同内容の決議、

意見書を国に届けています。ぜひ本議会の採決の際は、宮崎県議会の議員の皆様には賢明な御判断をいただきたく、切に要望いたします。

請願第6号についてです。

再審について、刑事訴訟法の規定は、条文の中で僅か19条にとどまります。再審請求審の審理の在り方は、裁判所の裁量に委ねられており、証拠開示の基準や手続は明確ではなく、再審格差や裁判の長期化などを招き、冤罪被害者の早期救済の妨げとなっています。この再審規定は70年以上、一度も改正されていません。

世界の平和を願い、冤罪被害者の早期救済を願う思いは、政党や立場を超えて共通する願いではないでしょうか。県民に身近なこの宮崎県議会から声を上げ、行動を起こすことが、日本を変え、世界を変える第一歩につながると、宮崎県議会の議員の皆様と想いを同じくするものと信じて、請願第5号、請願第6号の不採択に反対する討論を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手) [降壇]

○濱砂 守議長 次は、永山敏郎議員。

○永山敏郎議員 [登壇] (拍手) 県民連合立憲の永山敏郎です。

請願第5号「ガザの即時停戦のための積極的外交活動を日本政府に要求する意見書の提出を求める請願」及び請願第6号「国に対し、「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書」の提出を求める請願」について、採択を求める立場で討論します。

初めに、請願第5号についてです。

2万5,000人、昨年10月に戦闘が始まって以降、ガザ地区で生まれた赤ちゃんの数と言われています。ユニセフが推計したとのこと。実に8分に1人、赤ちゃんが生まれていることになるNHKも報道しています。

現在もお戦闘の続くガザ地区で生まれてくる新しい命、稼働する病院が少なくなり、残る病院に新生児や妊婦が殺到しています。薬や酸素を与えることができなかつたり、劣悪な環境で亡くなる命も少なくないようです。

この世に生まれてくる赤ちゃんは、生まれる環境を自分で選ぶことはできません。現在のガザ地区に生まれてくる赤ちゃんは、地獄に生まれてくることになるのです。

私の娘が生まれ、産科を退院した日のことを今でも思い返します。梅雨の時期に生まれましたが、退院する日は青く澄み渡った空が広がっていました。これからこの子にどんな未来が待ち受けているんだろうと、わくわくしました。「ようこそ、この世界へ。生まれてきてくれてありがとう」と、我が子を祝福したことを覚えています。この世に生まれてくる全ての子供たちが安心して生きられる世界をつくる、それが先に生まれてきた私たちに課せられた使命だと思っています。

人の命は地球よりも重いという言葉があります。一方で、ガザ地区のような戦場は、羽根よりも命が軽くなる世界です。パレスチナ、イスラエルの紛争は長い歴史があり、それぞれの立場があり、それぞれの正義があるのでしょうか。ですが、まずは人々の命を守るためにも即時停戦が必要です。

今回出された請願は、どちらの立場に立つというものでもなく、ただただ即時停戦と人道支援に向け、日本政府へ外交努力を求める意見書の提出を求めるものです。ぜひとも請願の採択に向け、皆さんの賛同をお願いします。

次に、請願第6号についてです。

47年。いわゆる袴田事件に関し、事件から47年を経過して、ようやく再審開始が認められ、

併せて袴田巖さんが釈放されました。私も今週末で47歳を迎えます。

47年、本当に長い長い期間です。死刑が確定し、執行におびえながら生きる日々。冤罪であれば本当に取り返しのつかない事態です。この間、検察による証拠の後出しが繰り返される問題もありました。証拠は事実を明らかにするものはずですが、なぜ検察は手持ちの証拠を全面開示しないのでしょうか。法改正で、証拠の全面開示の制度化等も望まれます。

松本議員も先ほど触れられましたとおり、再審法の改正については、国会でも超党派の議連が設立しました。既に再審法改正に向けた動きは始まっています。宮崎県議会においても、その流れにさらなる後押しをしていければと考えます。ぜひとも請願の採択に向け、皆様の賛同をお願いします。

以上で私の討論を終わります。ありがとうございました。(拍手) [降壇]

○濱砂 守議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

---

◎ 議案第1号、第4号、第21号、第34号  
及び第54号から第56号まで採決

○濱砂 守議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号、第4号、第21号、第34号及び第54号から第56号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○濱砂 守議長 起立多数。よって、各号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第2号、第3号、第5号から第20号  
まで、第22号から第33号まで、第35号から  
第53号まで及び第85号採決

○濱砂 守議長 次に、議案第2号、第3号、第5号から第20号まで、第22号から第33号まで、第35号から第53号まで及び第85号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 請願第5号及び第6号採決

○濱砂 守議長 次に、請願第5号及び第6号について、一括お諮りいたします。

両請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○濱砂 守議長 起立多数。よって、両請願は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

---

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○濱砂 守議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続審査及び調査の申出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

---

◎ 特別委員長調査結果報告

○濱砂 守議長 次に、特別委員長の調査結果報告を議題といたします。

ここで、特別委員長に調査結果報告を求めます。まず、防災減災・県土強靱化対策特別委員会、坂本康郎委員長。

○坂本康郎議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

当委員会では、防災減災・県土強靱化に関する所要の調査活動を行ってまいりました。その結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。ここで、その概要について御報告申し上げます。

本県では、発生の切迫性が高まっている南海トラフ地震への対策を含め、災害に強い県土づくりを目指した防災減災の取組を推進してきたところではありますが、近年においても、最大震度5強を記録した令和4年1月の日向灘地震によって、複数の道路が通行止めになるなどの被害が発生したほか、令和4年9月の台風第14号では、県北地域に雨が集中し、国道327号の道路崩壊のほか、広範囲にわたる家屋や耕作地での浸水や崖崩れなど、多大な被害が発生しました。

国においては、平成23年3月の東日本大震災を契機に、大規模自然災害から国民の生命・財産を守るため、様々な施策を全国的に推進してきたところではありますが、令和5年7月28日に国土強靱化基本計画の改定を閣議決定し、国土強靱化に対する新たな指針が示されました。

国のこのような動きをはじめ、近年の災害から得られた教訓や社会情勢の変化などを踏まえて、県土強靱化施策は不断の見直しを行っていくことが重要であります。

このような認識の下、当委員会では、1、南海トラフ巨大地震に関すること、2、台風などの大規模自然災害に関すること、3、災害に強い県土づくりに関すること、4、防災に関する人材の育成などに関することの4項目を調査事項として決定いたしました。

以上の内容について積極的な調査活動を行い、県当局への提言を取りまとめましたが、ここでは、主なものに絞って御紹介いたします。

まず、「災害に強い県土づくりに関すること」についてであります。

本県の県土強靱化を進めるに当たっては、高規格道路のミッシングリンク解消など、道路のインフラ整備が極めて重要です。

中でも九州中央自動車道は、九州の中南部を東西に横断する高速道路であり、大規模自然災害時における交通流動の確保が期待されることから、委員からは、「大規模災害時に備え、一刻も早く開通できるよう国へ働きかけてほしい」との意見がありました。

県当局には、大規模自然災害への対応における交通手段の確保のため、九州中央自動車道や東九州自動車道の全線開通に向けて、引き続き国に働きかけていくことを要望いたします。

次に、「南海トラフ巨大地震に関すること」についてであります。

沿岸部の市や町においては、南海トラフ巨大地震による大きな津波被害が想定され、本県では、県内26か所の津波避難タワーなどの避難施設の整備により、特定避難困難地域の解消が図られたところでもあります。

しかしながら、高齢者や障がい者などの要配慮者は自力での避難に困難が伴い、また、避難生活においても、それぞれの実情に応じた支援が必要です。

このような状況の下、調査で伺った延岡市では、さらなる避難所の確保について検討がなされており、門川町においても、地域の高齢化を考慮した避難方法の見直しが行われています。

このことについて委員からは、「必要に応じて市町村による新たな津波避難タワーなどの設置への支援を検討してほしい」「要配慮者に配慮した避難計画の作成のための支援を強化する必要がある」との意見がありました。

県当局には、誰一人取り残さない避難が確実に図られ、配慮の行き届いた避難生活が確保されるよう、市町村による個別避難計画の策定や福祉避難所などのさらなる確保・環境整備、地域と一体となった避難訓練の実施などに対して、一層の支援に取り組むことを要望します。

次に、「台風などの大規模自然災害に関すること」についてであります。

河川の治水対策としては、令和5年2月に、県内の一級・二級河川の全てにおいて、流域の治水対策の全体像である「流域治水プロジェクト」の策定を完了し、河川管理者や流域のあらゆる関係者が協働して、流域全体で治水対策を推進しています。

県内の河川における河道掘削などのハード対策や、浸水想定区域図の作成などのソフト対策の実施に加え、市町村が作成する洪水ハザードマップ策定の支援を行うなど、引き続き、ハードとソフトが一体となった治水対策に取り組むこととしています。

このことについて委員からは、「残土処理場が不足しているために河道掘削工事を待たせる

ことになった事例があったため、残土処理場確保のための取組を強化する必要がある」「掘削土砂について、骨材業者などによる掘削土砂の再利用を図ることもできるのではないか」との意見がありました。

県当局には、掘削土砂の処理対策として、土砂受入先の確保や掘削土砂の再利用などの取組を強化することを要望します。

最後に、「防災に関する人材の育成などに関すること」についてであります。

本県では、防災士・消防団員の高齢化や、自治会加入率の低下などによる自主防災組織の機能低下が課題となっています。

このことについて委員からは、「消防団について、その役割や活動を踏まえ、負担軽減に取り組んでいただきたい」「自治体職員は、災害時における避難所運営などの働きを求められることになるため、職員自身が災害についての知識や対策を身につけるための取組を進める必要がある」との意見がありました。

県当局には、地域の防災力向上のため、災害対応において中心的な役割を担う自治体職員や消防団員の防災士資格の取得の推進など、防災士育成に向けた取組を進めていただくとともに、消防団員の高齢化や人材不足に対応するため、待遇改善などの加入促進の取組のほか、団員の働く事業所へのインセンティブ付与などによる消防団の活動支援に一層取り組むことを要望いたします。

以上、委員会報告書の概要を御報告いたしました。調査を進めていく中で、東日本大震災の被災地であります福島県での調査においては、震災から13年が経過してもなお残る災害の爪痕を目の当たりにいたしました。

また、当委員会での調査の間にも、令和4年

の台風災害からの復旧を進めていた国道327号が、令和5年においても台風災害に見舞われたことによって復旧計画の見直しを行うこととなったほか、令和6年1月1日には能登半島を震源とする大規模な地震津波災害が発生し、南海トラフ巨大地震の発生が切迫する本県の対策の重要性について、認識を新たにしたところがあります。

県や市町村においては、大規模自然災害への備えを最重要課題の一つとし、様々な対策を推進しているところではありますが、震災経験者からの意見聴取においては、災害時における関係機関の分野横断的な連携が大きな課題でありました。

また、近年の気候変動に伴う災害の激甚化が進んでいる状況にあっては、被災経験に基づく検証を通して、不断の対策の見直しを行っていくことが極めて重要であります。

県当局が強いリーダーシップを発揮し、市町村や関係機関と連携しながら、防災減災対策や、安全・安心に向けた県土の強靱化がさらに図られることを期待して、当委員会の報告といたします。(拍手) [降壇]

**○濱砂 守議長** 次は、人口減少・地域活性化対策特別委員会、川添博委員長。

**○川添 博議員** [登壇] (拍手) 御報告いたします。

当委員会では、本県の人口減少・地域活性化対策に関する所要の調査活動を行ってまいりました。その結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。ここで、その概要について御報告申し上げます。

本県の人口減少のスピードは加速しており、地域や産業を支える担い手不足が一層進行する見通しであります。そのような中、地域経済の

規模が縮小したり、地域生活の維持が困難となることが懸念されるなど、地域が直面する課題は深刻化しております。

県では、人口減少対策を最重要課題として取組を進めておりますが、県議会としましても、全ての県民が活躍できる社会、安心して豊かに暮らせる地域をつくることのできるよう、本県が今後どのようにあるべきか、またそれに向けた県の取組を精査しながら、県とともに取組を進めていく必要があります。

こうした認識の下、当委員会では、1、人口減少・少子化対策に関すること、2、中山間地域の維持・活性化に関すること、3、空き家対策、移住・定住促進に関すること、4、地域公共交通に関すること、5、AIの活用法に関することの5項目について調査を行い、県への提言を取りまとめました。

ここでは、主なものに絞って御紹介いたします。

まず、「人口減少・少子化対策」についてであります。

人口減少・少子化対策や困難を抱える子供の支援、県内で働く人を育てる・確保する取組など、県内外の取組事例について調査いたしました。

県では、これまでの課題を踏まえ、宮崎県総合計画の新たなアクションプランで、人口減少下においても安心して住み続けられる持続可能な地域づくりを推進しながら、将来の人口安定化に向けた社会づくりに取り組むこととしております。

これに対して委員から、「アクションプランでは、令和8年に合計特殊出生率1.8台の目標を掲げて施策を推進しているが、その目標値に到達したときに、どのような宮崎県でありたい

か、どのような地域を維持していくのかを描くことが重要」という意見や、「人口減少対策は、安心して子供を生み育てたり住み続けられる環境づくりや地域公共交通の維持など、多分野にわたる課題であり、総合的に対策を講じる必要がある」といった意見がありました。

県当局においては、宮崎県総合計画の下、各部局で具体的な施策を推進しているところですが、人口減少は待ったなしの状況にあることを十分に踏まえて、より一層、関係部局が一体となって、人口減少対策に関する施策を総合的に推進することを要望いたします。

また、人口減少が進行する中で、持続可能な医療・福祉・教育やコンパクトシティーなどを実現するためには、地方だけの力では限界があります。地方や県民が誰一人取り残されないために、地方の在り方について、新たな法整備や財源配分、基準財政需要額の算定の在り方なども国と十分に議論することを要望いたします。

次に、「中山間地域の維持・活性化、空き家対策・移住定住促進」についてであります。

中山間地域振興に向けた県の施策や県内外の地域活性化、移住定住促進の取組事例について調査いたしました。

県では、持続可能な中山間地域づくりとして、日常生活に必要な機能やサービスなどの提供主体である地域運営組織や、農林業や製造業、観光業など地域全体での仕事を創出し、地域産業の担い手を確保する「特定地域づくり事業協同組合」の設立支援、地域医療・介護や公共交通網などの維持・確保に向けた支援に取り組んでおります。

現地調査で訪問した諸塚村の特定地域づくり事業協同組合では、地域の基幹産業である林業の一部の業務が建設業務に当たり、派遣禁止業

務となっていることから、十分な事業量・事業収入の確保に影響が生じていることや、組合職員の賃金昇給の難しさ、事務手続が煩雑であることなど、組合運営をする上での事務的・人的負担が大きいといった課題があることが分かりました。

県当局においては、地域生活の維持や地域課題を解決する方法の一つとして、地域運営組織や特定地域事業協同組合の設立を進めていますが、その設立目的を果たすことができるよう、組合設立後の運営上の課題や現場の意見をきめ細かに把握し、国に対して必要な制度改正を求めていくことを要望いたします。

次に、「地域公共交通」についてであります。

地域公共交通は、人口減少やコロナ禍の影響による利用者の減少、運転士不足、燃料高騰などにより、その維持が非常に厳しい状況にあります。

現地調査で訪問した西米良村では、定時運行の村営バスがあるものの、利便性などの理由から利用率が低迷し、村民アンケートでは、回答者の48%が「10年後の生活において日常的な移動手段が不安」と答えたり、村唯一のタクシー会社が廃業するなど、住民の移動手段の確保が重大な課題となっております。

令和5年度からは、デマンド型バスの導入に加えて、デマンド型バスの予約のない時間帯は、「高齢者の買物支援」や「診療所への移送」で活用するなど、「村民幸福度の高い福祉の村づくり」と「高齢者が尊厳を持って暮らせる地域づくり」につなげるために、交通政策担当課と様々な担当課が連携して取組を進めています。

調査を通して、地域の生活の維持には、住民

の移動手段の確保が待ったなしの状態だと再認識したところであり、持続可能な公共交通を実現するためには、地域の実情に合った支援が適切に講じられる必要があることから、県当局においては、引き続き、国に必要な予算の確保や財政支援の拡充を求めることを要望いたします。

最後に、「A Iの活用法を含むデジタル化の推進」についてであります。

人口減少・少子高齢化社会においては、デジタル技術の活用により社会の仕組みを維持・発展させていく取組が進められていますが、県民生活の上では、まだそれを実感しにくい状況であります。

委員会では、椎葉村の「eスポーツを活用した地域活性化の取組」や、都農町の「少子高齢化の中でも、デジタルを活用したヘルスケア領域のサービスを維持する取組」を現地調査したほか、行政や産業の分野におけるデジタル技術やA Iを活用した業務効率化、生産性向上に向けた県の取組などについて調査いたしました。

県では、国が地方自治体に実施を求めている「自治体情報システムの標準化・共通化」への対応策を中心に、市町村の取組を支援しているところではありますが、このようなインフラ整備と並行して、地域が抱える人口減少などの課題をデジタル技術の活用によって解決する取組が必要であります。

県当局においては、「5年後、10年後に存続していない集落や地域があるかもしれないという危機感」や「人手不足から地域産業がなくなるかもしれないという危機感」を持ち、「地域が抱える課題をA Iなどデジタル技術の活用により解決するという強い決意」を持って、デジタル化の推進を加速することを要望いたしま

す。

以上、委員会報告書の概要として報告いたしました。当委員会で調査した「人口減少・地域活性化対策」は、宮崎県の今、そして将来の在り方に関わるテーマであります。

県当局においては、地域生活や地域産業の存続が危ぶまれる状況に対して、一層の危機感とそれを解決する強い決意を持って、関係部局が一体となって、人口減少対策を強力に推進することが重要であります。

当委員会の提言を踏まえ、知事の強いリーダーシップの下で、全ての県民が活躍できる社会、安心して豊かに暮らせる地域をつくっていくことを期待して、当委員会の報告といたします。ありがとうございました。(拍手)〔降壇〕

**○濱砂 守議長** 次は、宮崎再生対策特別委員会、日高利夫委員長。

**○日高利夫議員**〔登壇〕(拍手) 当委員会では、コロナ禍、物価高・原油高からの宮崎再生に関する所要の調査活動を行ってまいりました。その結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。ここで、その概要について御報告申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染が確認されて以降、3年以上もの長期に及び感染の拡大・縮小を繰り返し、その間には、ロシアのウクライナ侵略などに起因する物価高・原油高等も受け、本県の経済・県民生活は多大な影響を受けてきました。

令和5年5月に新型コロナが感染症法上の5類感染症へ移行したことにより、大きな転換点を迎え、経済活動が再び動き出したことで、県民の日常が戻りつつあります。

一方で、県内企業の99.9%を占める中小企業は、長期化する物価高・原油高等の影響によ

り、経営環境は依然として厳しい状況にあり、本県経済の向上のためには、県内の需要の喚起など産業の活性化を図り、域内経済を循環させることが重要であります。

令和5年6月に策定された「宮崎県総合計画2023」のアクションプランでは、深刻な打撃を受けている県民の暮らしや地域経済を一刻も早く立て直し、再び成長軌道に戻していくこととしております。そのためには、県内経済の課題を的確に捉え、県民・中小企業等のニーズを把握し、刻々と変化する社会で効果的な施策を展開していかなければなりません。

こうした状況を踏まえ、当委員会では、1、コロナ禍の各分野への影響と施策の検証に関すること、2、物価高・原油高の各分野への影響と対策に関すること、3、県民生活・地域経済の再生・復興に関すること、4、観光みやぎきの創生に関すること、5、各産業における人材の育成・確保対策に関すること、6、G7宮崎農業大臣会合を契機とした農業振興及び食料安全保障に関することの6項目を調査事項として決定いたしました。

以上の内容について積極的な調査活動を行い、県当局への提言を取りまとめましたが、ここでは、主なものに絞って御紹介いたします。

まず、「県民生活・地域経済の再生・復興」についてであります。

主に経営環境の変化における地域経済の影響や対策について、県の取組を聴取したほか、県内外の団体を訪問し、調査いたしました。

新型コロナの5類感染症への移行により、一部業種においては、売上げや客数がコロナ禍前の7割から8割程度の回復が見られるものの、いまだにあらゆる業種で収益が圧迫されており、資金繰りに苦慮する中小企業も多い状況で

あります。

県当局には、県内のどの中小企業等も取りこぼすことのないよう、金融機関との連携を図りながら、資金繰り支援を継続・拡充することを要望します。

また、県では、コロナ禍に小規模事業者事業継続給付金や飲食関連事業者等支援金などの支援を行いました。県内中小企業等からは、速やかな対応とその効果に評価の声がありました。

県当局には、刻々と変わる経済情勢や中小企業等の経営環境を的確に把握し、支援制度の拡充などを検討するとともに、状況に応じて給付金の継続など、国に働きかけを行っていくことを要望します。

次に、「観光みやぎきの創生」についてであります。

主に本県観光の現状・課題や観光振興の取組について、県の取組を聴取したほか、県内外の団体への訪問や参考人招致を行い、調査いたしました。

県では、観光資源の発掘や磨き上げ、情報発信等に取り組んでいるところですが、観光みやぎきの創生に向けて、観光のニーズの変化をしっかりと捉えて、国内外の観光客から選ばれる効果的な施策を打ち出していく必要があります。

県当局には、景観観光から着地型観光、団体旅行から個人旅行への変化など、コロナ禍前後での観光に対するニーズやターゲットの変化を的確に把握し、リピーターを生み出す施策・戦略の展開を進めていくことを要望します。

次に、「G7宮崎農業大臣会合を契機とした農業振興及び食料安全保障」についてであります。

主に持続可能な循環型農業の取組などについて、県の取組を聴取したほか、県内外の企業や自治体などを訪問し、調査いたしました。

本県は農業県であり、かつG7宮崎農業大臣会合の開催県だからこそ、この機運をうまく生かしながら、様々な課題を解決していくことが望まれます。

委員からは、「食料安全保障の取組や農地の集約化、スマート農業などの様々な取組を宮崎県がリーダーシップを持って取り組んでほしい」との意見がありました。

県当局には、G7宮崎農業大臣会合の機運を逃すことなく、バイオガス発電による新たなエネルギーの創出やスマート農業の仕組みづくりなどの取組を、全国に先駆けて、本県がモデルとなるといった気概を持って、強力で推進していくことを要望します。

次に、「各産業における人材の育成・確保対策」についてであります。

主に本県の雇用・労働の現状や商工業、農業分野における人材の育成・確保の取組について、県の取組を聴取したほか、県内外の団体や自治体を訪問し、調査いたしました。

半導体の大手企業であるTSMCの熊本県進出に加え、本県においてもローム株式会社が国富町に進出するなど、九州全体で半導体関連産業の投資活発化の動きが出ており、今後、半導体関連人材の育成と確保は喫緊の課題であります。

県当局には、県内半導体産業の活性化に向け、みやざき半導体関連産業人材育成等コンソーシアムを積極的に活用して、県内企業が求める人材の育成・確保のための取組をより強力で推進していただくことを要望いたします。

以上、委員会報告書の概要を報告しました

が、調査を進めていく中で、コロナ禍の影響を受けた県内経済は緩やかに回復しつつありますが、県内の商工会等には、物価高・原油高や人材不足などの相談が多く寄せられており、中小企業等は、度重なる経営環境の変化により、いまだに厳しい状況にあることを強く認識したところであります。

新型コロナが落ち着いたことで、WBC侍ジャパン宮崎キャンプやAGTC、そしてG7宮崎農業大臣会合などの大きなイベントにより、宮崎の認知度が上がったことで、各産業において人を呼び込む契機となりました。これらの成果が一過性のものとならないよう、各産業がそれぞれに作用し合いながら本県経済を形成することができるように、県がリーダーシップを取りながら市町村や中小企業などと連携し、県勢発展の環境を整えていく必要があります。

最後になりますが、県においては、現場の実情を的確に把握し、誰一人取りこぼしのないよう、迅速かつ柔軟な施策を展開することで、一日も早く県民生活や地域経済の活力が戻ることを期待して、当委員会の報告といたします。

(拍手) [降壇]

○濱砂 守議長 以上で、特別委員長の調査結果報告は終わりました。

特別委員長の報告に対する質疑の通告はありません。

---

◎ 議員発議案送付の通知

○濱砂 守議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

---

令和6年3月14日

宮崎県議会議長 濱砂 守 殿

提出者 議会運営委員長 野崎 幸士  
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します

記

議員発議案第1号

宮崎県議会委員会条例の一部を改正する条例

議員発議案第2号

宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則

議員発議案第3号

地方自治法第180条第1項の規定に基づき知事において専決処分をすることができる事項の指定の一部改正について

議員発議案第4号

緊急事態に関する国会審議を求める意見書

議員発議案第5号

中小企業等の適正な価格転嫁の推進を求める意見書

議員発議案第6号

コロナ後遺症及びワクチン後遺症への対応強化を求める意見書

---

◎ 議員発議案第1号から第6号まで追加上程

○濱砂 守議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第6号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号から第6号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑の通告はありません。

---

◎ 討 論

○濱砂 守議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕（拍手） 議員発議案第4号「緊急事態に関する国会審議を求める意見書」に反対の立場から討論を行います。

この間、新型コロナウイルス感染症は、長期にわたって国民の命や健康に被害を与え、地域経済や医療現場にも深刻な事態をもたらしました。また、東日本大震災や能登半島地震という大規模な自然災害に見舞われ、ここでも貴い命が奪われ、数多くの被災者を出すことにもなりました。そして今、南海トラフ巨大地震が想定され、その対応が迫られています。

本意見書（案）で述べられているように、緊急な感染症や自然災害に強い社会をつくることは、国が果たすべき責務であることは確かです。そのために、国はソフト・ハード両面での備えを怠らないことです。何より自治体職員の拡充です。暮らしを支える福祉や社会保障の予算、地域経済を支える中小企業予算を確保すること、防災対策予算を強化することなどなど、国民の立場に立った予算や施策を講じることで

東日本大震災、福島第一原発事故から13年が経過しましたが、被災地の復興はままならず、

せっかく助かった命も守り切れない事態が報告されています。国の支援策が十分でなく、中途半端にされていることにほかなりません。あろうことか、東日本大震災の復興特別住民税の一部を軍事費に流用するなど言語道断です。能登半島地震の対応も遅れに遅れています。十分な対策措置法等で対処すべきです。

ところが、本意見書(案)では、緊急時において国民の命と生活を守るために対応できる法令等の整備をすることを求めています。法整備までして対応しなければならない緊急事態とはどのような事態なのか、はかりかねます。

どのような法整備をすれば、国民を災害等の緊急事態から守れるというのでしょうか。これまで様々な深刻な事態に迅速に対応しなかった国の対応のまずさ、不十分さが招いた問題を、まず反省することから始まるのではないのでしょうか。

本意見書(案)には同意できないことを述べて討論いたします。以上です。〔降壇〕

○濱砂 守議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

---

◎ 議員発議案第4号採決

○濱砂 守議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第4号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○濱砂 守議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 議員発議案第1号から第3号まで、

第5号及び第6号採決

○濱砂 守議長 次に、議員発議案第1号から第3号まで、第5号及び第6号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 閉 会

○濱砂 守議長 以上で、本定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年2月定例会を閉会いたします。

午後0時7分閉会

